



日本税理士会連合会
会長片岡輝昭殿

平成4年11月30日

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビーン303号
TEL 03-3354-4162
会長 益子良一

商法改正に関する対応についての要望書

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃は当連盟の活動に深いご理解を賜わりありがとうございます。

さて現在、法務省民事局吉戒修一参事官を中心として、税理士会側代表（平田公敏日本税理士会連合会副会長・佐藤裕志同専務理事）と、公認会計士協会側代表（高橋善一郎日本公認会計士協会副会長・南光雄同常務理事）との協議が「吉戒研究会」（平成3年12月18日商事法務研究会内に設置、平成4年4月18日の第5回目より大谷参事官から吉戒参事官へ引き継ぎ）と称して行われております。

ここでは、いわゆる中小会社の計算の明確化および計算の適正を担保する制度としての選択可能な方策について、両者の合意点を見出す努力がなされていると聞きおよびます。

しかし、「吉戒研究会」での検討の内容については、外部秘とされており現在まで公表されておらず、本年12月初旬で同会が最終回を迎え、そこでの結論を得て公開されると聞いております。

仄聞するところによれば、この「吉戒研究会」において両者の合意が得られない場合は「中小会社の計算の適正を担保する制度」については断ち消えることとなるが、「計算書類の登記所での公開」に関する商法の改正案は、来春の国会に提出される予定であると聞いております。

ところで昭和61年5月15日発表の「商法・有限会社法改正試案」では、「貸借対照表等の登記所における公開」について

「株式会社は、貸借対照表及び損益計算書を、有限会社は、貸借対照表を登記所に提出し、登記所でこれを公開する。貸借対照表を登記所へ提出するときは、これに関する監査報告書または、調査報告書をも登記所で公開する。商法特例法二条の基準（資本基準及び負債基準）を修正して会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲を拡大することについては、「会計調査人による調査」の取り扱い等との関連で、なお検討する。」

とされております。

また、昭和61年11月の日本税理士会連合会の意見書では、計算の公開について

「債権者保護の見地から商業登記所での公開が必要とされるのであれば、株式会社に限り、それも貸借対照表の要旨に限定して公開することとすべきである。しかし、公開

に伴う弊害も考えられなくはないので、適切な対応策を講ずるべきである。」とし、さらに、会計監査人による監査について

「会計監査人の監査を強制する商法特例法第二条の基準の引き下げ、一定の基準に該当する株式会社に対する任意監査の導入など、会計監査人監査の範囲を拡大することには、反対である。」

と意見表明されております。

以上の経緯をふまえた上で、下記の2点について要望いたします。

記

- 1 「吉戒研究会」での検討と審議内容が非公開で行われていることは、民主主義的会務運営上大きな問題があり、また会員に不測の混乱を招く恐れがあります。よって検討内容、法務省の意向、公認会計士協会側の考え方、税理士会側の主張等を早急に会員に公表していただきたい。
- 2 「貸借対照表等の登記所における公開」と「会計監査人監査の範囲を拡大すること」の問題については、いずれも中小企業への影響は重大なことといえます。そこで「吉戒研究会」の結論を会員への周知もなく、また中小企業の意見を聞くこともなく、国会に上程することに対しては、断固反対していただきたい。

以 上